

大井川防災広場施設整備工事に関する特記仕様書

- 1 本仕様書は焼津市の発注する大井川防災広場施設整備工事に適用する。
- 2 準備工について
 - ・受注者は、草刈りに係る機械損料及び労務費については、準備費で対応すること。ただし、「土木工事標準積算基準書」に記載のある作業以上の場合は、担当監督員と書面による協議を行うこと。担当監督員から指示があるまで作業は行わないこと。行った場合は、費用はみないものとする。
 - ・受注者は、上記以外に「土木工事標準積算基準」に記載のある費用が発生した場合は、担当監督員と書面による協議を行うこと。ただし、担当監督員から指示があるまで作業は行わないこと。行った場合は、費用はみないものとする。
- 3 現場外へ搬出が必要になった土砂について
 - ・受注者は、掘削及び床堀で発生した土砂は原則現場内で処理をすること。ただし、処理ができない場合は、現場内に成形した状態で仮置きし、担当監督員に立会いを依頼し、指示を受けること。ただし、指示があるまでは、現場外の搬出は認めないものとする。
- 4 敷地造成工事について
 - ・受注者は、現況地盤高等の事前測量を行い、その結果を担当監督員に報告し、丁張設置後、担当監督員に立会いを依頼すること。
 - ・敷地造成に使用する盛土材は、別の市発注工事で発生した盛土材を使用する可能性があるため、受注者は、造成工事前に担当監督員に確認をとること。
※発生現場 潮風グリーンウォーク 搬出予定月日 11月頃
- 5 植栽工事について
 - ・受注者は、高木の植栽位置を担当監督員に確認をとること。また、低木の位置、地被類の面積等、当初設計と差異があると判明した場合は、速やかに担当監督員と書面による協議を行うこと。ただし、書面による協議は、施工前までに行うこととする。
- 6 雨水排水設備工事について
 - ・受注者は、現場打ち箇所が発生する場合は、担当監督員と書面による協議を行うこと。ただし、担当監督員から指示があるまでは作業を行わないこと。

6 電気設備工事について

- ・受注者は、照明灯を設置後、担当監督員に点灯確認の立会いを依頼すること。

7 園路広場整備工事について

- ・受注者は、クレイ舗装を施工する場合は、周辺住宅へ舗装材料が飛散しないよう処置を行うこと。処置方法については、担当監督員に確認をとること。
- ・受注者は、アスファルト舗装及びクレイ舗装の施工日を確実に把握し、担当監督員に報告すること。施工日に変更がある場合は、速やかに担当監督員に報告すること。

8 サービス施設整備工事について

- ・受注者は、施工前にベンチ等の設置箇所を担当監督員に確認すること。

9 仮設工事について

- ・雨水排水設備工事及び電気設備工事における水替え日数が当初設計と差異があった場合は、担当監督員と書面による協議を行うこと。

10 安全管理について

- ・第三者が現場内に立ち入らないようバリケードやお知らせ看板等の安全対策を確実に行うこと。また、安全対策実施後に担当監督員に確認をとること。

11 その他

- ・上記以外における事項が発生した場合は、速やかに担当監督員に報告すること。また、必要に応じて書面による協議を担当監督員と行うこと。
- ・現場着手は朝8時30分以降とすること。その前に、現場内に工事車両が出入りすることがないようにすること。やむを得ない場合は、着手の1週間前までに周辺住民への説明を行い、担当監督員に書面による報告を行うこと。